

○多賀城市水道事業給水条例

昭和55年12月25日
条例第23号

目次

- 第1章 総則(第1条—第4条)
- 第2章 給水装置の工事及び費用(第5条—第13条)
- 第3章 給水(第14条—第24条)
- 第4章 料金、加入金、水資源開発負担金及び手数料(第25条—第36条)
- 第5章 管理(第37条—第40条)
- 第6章 貯水槽水道(第41条・第42条)
- 第7章 補則(第43条)
- 第8章 罰則(第44条・第45条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、[水道法\(昭和32年法律第177号。以下「法」という。\)](#)その他法令に定めがあるもののほか、多賀城市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成10年条例10号〕)

(給水区域)

第2条 多賀城市水道事業の給水区域は、多賀城市(以下「市」という。)の行政区域中厚生労働大臣の認可を得た区域とする。

(一部改正〔平成12年条例33号〕)

(給水装置の定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために市の布設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(一部改正〔令和元年条例29号〕)

(給水装置の種類)

第4条 給水装置は、次の3種とする。

- (1) 専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

(一部改正〔平成8年条例22号〕)

第2章 給水装置の工事及び費用

(構造及び材質)

第5条 給水装置の構造及び材質は、[水道法施行令\(昭和32年政令第336号\)第6条](#)に定める基準に適合しているものでなければならない。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・14年34号・令和元年27号〕)

(給水装置の新設等の申込み)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕([法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をしようとする者(以下「工事申込者」という。)は、あらかじめ水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)に申込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、必要があると認めるときは、工事申込者に対し、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・12年33号・17年24号・20年13号・令和元年29号・2年4号〕)

(第三者の異議についての責任)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕([法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去の施行に関し、利害関係人その他の者から異議があつたときは、工事申込者の責任とする。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・12年33号〕)

(新設等の費用負担)

第8条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕又は

撤去をする者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市がその費用の全部又は一部を負担することができる。

(一部改正〔平成10年条例10号・17年24号〕)

(工事の施行)

第9条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

- 2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事竣工後に市の工事検査を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、管理者が給水装置工事を施行する場合においては、当該工事に関する利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

(全部改正〔平成10年条例10号〕、一部改正〔平成17年条例24号・令和元年29号〕)

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター(以下「メーター」という。)までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

- 2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。
- 3 第1項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(全部改正〔平成10年条例10号〕、一部改正〔平成17年条例24号〕)

(工事費の算出方法)

第11条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
 - (2) 運搬費
 - (3) 労力費
 - (4) 道路復旧費
 - (5) 間接経費
- 2 前項各号に規定するもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算するものとする。
 - 3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号・令和元年29号〕)

(工事費の予納)

第12条 工事申込者は、設計によつて算出した給水装置工事の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めた工事については、この限りでない。

- 2 前項の工事費の概算額は、工事竣工後に精算する。

(一部改正〔平成10年条例10号・17年24号〕)

(給水装置の変更の工事)

第13条 管理者は、配水管の移転その他特別な理由により、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は使用者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

(一部改正〔平成10年条例10号・令和元年29号〕)

第3章 給水

(給水の原則)

第14条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

- 2 前項の給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあつても、市は、その責めを負わない。

(一部改正〔平成8年条例22号〕)

(給水契約の申込み)

第15条 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない

い。

(一部改正〔平成10年条例10号・17年24号〕)

(メーターの設置)

第16条 使用水量は、市の設置したメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置し、その位置は管理者が定める。

3 第1項の規定にかかわらず、集合住宅等の各戸計量徴収の適用を受ける者の使用水量は、その者が受水槽以下の配管設備に設置したメーターにより計量することができる。

(一部改正〔平成10年条例10号・17年24号〕)

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に規定する事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不適当と認めたときは、変更させることができる。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号〕)

(メーターの保管)

第19条 メーターは、水道の利用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「水道利用者等」という。)に保管させる。

2 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつてメーターを管理しなければならない。

3 水道利用者等が前項の管理義務を怠つたためにメーターを亡失し、又はき損した場合は、その損害額を弁償しなければならない。

(一部改正〔平成10年条例10号〕)

(水道の使用中止、変更等の届出)

第20条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の使用をやめるとき。

(2) 用途を変更するとき。

(3) 消防演習に消火栓を使用するとき。

2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があつたとき。

(2) 給水装置の所有者に変更があつたとき。

(3) 公共の消火用として水道を使用したとき。

(4) 管理人に変更があつたとき、又はその住所に変更があつたとき。

(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

(消火栓の使用)

第21条 消火栓は、消火又は消防演習の場合のほか使用してはならない。

2 消防演習のために消火栓を使用するときは、管理者の指定する職員の立会いがなければならない。

(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

(水道利用者等の管理上の責任)

第22条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもつて水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理し、異常があるときは直ちに管理者に届け出なければならない。

2 前項の届出において修繕を必要とするときは、その費用は水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 第1項の管理義務を怠つたために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号〕)

(給水装置及び水質の検査)

第23条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道使用者等から検査の請求があつたときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

- 2 [前項](#)の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。
(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

(緊急転用)

第24条 非常災害その他公益上管理者が必要と認めるときは、給水装置を臨時に他に使用させることができる。この場合において、水道使用者等は、これを拒むことはできない。

(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

第4章 料金、加入金、水資源開発負担金及び手数料

(一部改正〔昭和63年条例5号〕)

(料金の支払義務)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置による利用者は、料金の納入について連帯してその責任を負う。
(一部改正〔平成10年条例10号〕)

(料金)

第26条 料金は、基本料金と従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 2 基本料金は[別表第1](#)のとおりとし、従量料金は[別表第2](#)のとおりとする。
(一部改正〔平成元年条例12号・9年6号・25年33号・31年7号〕)

(消火栓料金)

第27条 [前条](#)の規定にかかわらず、消火栓により消防演習の用に水道を使用した場合の料金は、1回の使用時間10分ごとに1,700円として算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

(一部改正〔昭和60年条例22号・平成元年12号・24号・8年22号・9年6号・25年33号・31年7号〕)

(従量料金の算定)

第28条 従量料金は、料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日(以下「定例日」という。)にメーターを検針し、その計量した使用水量をもつて定例日の属する月分として算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は定例日を変更することができる。

(一部改正〔平成10年条例10号・17年24号〕)

(使用水量及び用途の認定)

第29条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があつたとき。
 - (2) 料率の異なる2種以上の用途に水道を使用したとき。
 - (3) [前2号](#)に掲げるもののほか、使用水量が不明のとき。
- 2 管理者は、水道使用者等から漏水事故その他の事情により使用水量の減量認定の申請があつたときは、必要に応じて使用水量の認定をすることができる。

(一部改正〔平成元年条例24号・8年22号・17年24号〕)

(中途使用等の場合の料金)

第30条 月の中途において水道の使用を開始し、又はやめた場合の料金は、1月分として算定する。

- 2 月の中途において給水管の口径又は用途を変更した場合の料金は、その使用日数の多い給水管の口径又は料率によつて算出し、その使用日数が等しいときは、変更後の給水管の口径又は料率により算定する。

- 3 水道の使用をやめた場合であつてもその届出がないときは、料金を徴収する。

(一部改正〔平成8年条例22号〕)

(臨時使用の場合の料金)

第31条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、3月分以内の概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 [前項](#)の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。
(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号〕)

(無届け使用に対する認定)

第32条 前水道の利用者の給水装置を無届けで使用した者は、前水道の利用者に引き続いて使用したものとみなす。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号〕)

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、納入通知書による納入又は口座振替の方法により毎月徴収する。

(一部改正〔平成8年条例22号・令和元年29号〕)

(加入金)

第34条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下この条において同じ。)をする者から水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。

2 加入金の額は、[別表第3](#)に掲げる給水管の口径区分に応ずる金額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に応ずる加入金の額と旧口径に応ずる加入金の額の差額とする。

3 [第16条第3項](#)の適用を受ける者(市にメーターを寄附した者に限る。)の加入金の額は、集合住宅等の各戸について[前項本文](#)の例により求めた額の合計額と既納の加入金の額の差額とする。

4 [第1項](#)及び[第2項](#)の加入金は工事申込みの際、[前項](#)の加入金は適用申出の際に徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事申込み又は適用申出後に徴収することができる。

(一部改正〔平成元年条例12号・8年22号・9年6号・10年10号・17年24号・25年33号・31年7号〕)

(水資源開発負担金)

第34条の2 市の給水を受けることとなる建築物(計画1日最大給水量が10立方メートル以上のものをいう。)の建築(増築及び改築を含む。)又は宅地(造成面積が1,000平方メートル以上のものをいう。)の造成をする者から計画1日最大給水量に1立方メートル当たり42,000円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額の水資源開発負担金を徴収する。

2 [前項](#)の水資源開発負担金は、市の給水に関する協議又は給水の申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、協議又は申込み後徴収することができる。

(追加〔昭和63年条例5号〕、一部改正〔平成元年条例12号・9年6号・12年33号・17年24号・25年33号・31年7号〕)

(手数料)

第35条 手数料は、[別表第4](#)の区分により申込者から申込みの際これを徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、協議又は申込み後徴収することができる。

(一部改正〔平成元年条例24号・17年24号〕)

(料金等の端数計算)

第35条の2 [第26条](#)、[第27条](#)、[第34条](#)及び[第34条の2](#)の規定に基づき算定される額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(追加〔平成元年条例12号〕)

(料金等の減免)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、加入金、水資源開発負担金、手数料その他この条例により納入すべき金額の全部又は一部を免除することができる。

(一部改正〔昭和63年条例5号・平成8年22号・17年24号〕)

第5章 管理

(給水装置の検査等)

第37条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは給水装置を検査し、水道使用者等に対し適当な措置を指示することができる。

(一部改正〔平成17年条例24号〕)

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、[水道法施行令第6条](#)に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、[法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(追加〔平成10年条例10号〕、一部改正〔平成12年条例33号・14年34号・17年24号・令和元年27号〕)

(給水の停止)

第39条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対しその理由の継続する間、給水を停止することができる。

- (1) 水道の利用者が、この条例に定める料金等を指定期限内に納入しないとき。
- (2) 水道の利用者が、正当な理由がなくて[第28条](#)に規定する使用水量の計量又は[第37条](#)に規定する検査を拒み、又は妨げたとき。
- (3) 給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号・令和元年29号〕)

(給水装置の切離し)

第40条 管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置使用者がいないとき。
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、かつ、将来使用の見込みがないとき。

(一部改正〔平成8年条例22号・10年10号・17年24号〕)

第6章 貯水槽水道

(追加〔平成14年条例34号〕)

(市の責務)

第41条 管理者は、[法第14条第2項第5号](#)に規定する貯水槽水道(以下「貯水槽水道」という。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、当該貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(全部改正〔平成14年条例34号〕、一部改正〔平成17年条例24号・令和元年29号〕)

(設置者の責務)

第42条 貯水槽水道のうち[法第3条第7項](#)に規定する簡易専用水道(以下「簡易専用水道」という。)の設置者は、[法第34条の2](#)に定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けるよう努めなければならない。

(全部改正〔平成14年条例34号〕)

第7章 補則

(一部改正〔平成14年条例34号〕)

(委任)

第43条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

(一部改正〔平成8年条例22号・17年24号〕)

第8章 罰則

(追加〔平成14年条例34号〕)

第44条 [次の各号](#)のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) [第6条第1項](#)に規定する承認を受けずに、給水装置の新設、改造、修繕([法第16条の2第3項](#)の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去をした者
- (2) 正当な理由がなくて、[第16条第2項](#)に規定するメーターの設置、[第28条](#)に規定する使用水量の計量、[第37条](#)に規定する検査又は[第38条](#)に規定する給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) [第22条第1項](#)に規定する給水装置の管理義務を著しく怠つた者

(追加〔平成14年条例34号〕)

第45条 詐欺その他不正の行為により、料金、加入金、水資源開発負担金又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(追加〔平成14年条例34号〕)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この条例による[第26条](#)の規定は、昭和56年4月分として徴収する料金から適用する。

(多賀城市水道給水条例の廃止)

3 多賀城市水道給水条例(昭和42年多賀城市条例第2号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(経過措置)

4 この条例による第34条及び第35条の規定は、この条例施行の日以降に申し込みをした者について適用し、同日前に申し込みをした者については、なお、従前の例による。

5 この条例施行の際、旧条例によりなされた許可、承認、検査その他の処分又は申込、届出その他の手続は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(昭和60年12月20日条例第22号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例第27条、別表第1及び別表第2の規定は、昭和61年4月分として徴収する料金から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例別表第3及び別表第4の規定は、昭和61年4月1日以後に工事の申込みをした者から徴収する加入金及び手数料について適用し、同日前に工事の申込みをした者から徴収する加入金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年2月29日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年3月10日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して4年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成4年1月規則第2号で、同4年4月1日から施行)

(一部改正〔平成2年条例8号・3年7号・20号〕)

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第26条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

(追加〔平成2年条例8号〕)

3 新条例第34条第2項及び第34条の2第1項の規定は、施行日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金について適用し、同日前に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金については、なお従前の例による。

(追加〔平成2年条例8号〕)

附 則(平成元年12月22日条例第24号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第29条第2項の規定は、平成2年4月1日以後に計量を行った使用水量について適用する。

3 新条例第27条、別表第1及び別表第2の規定は、平成2年4月分として徴収する料金から適用する。

4 新条例別表第3及び別表第4の規定は、平成2年4月1日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び手数料について適用し、同日前に申込みをした者から徴収する加入金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成2年3月3日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年2月21日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月25日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第27条の規定は、平成9年4月1日以後に使用する料金について適用する。

- 3 新条例別表第1及び別表第2の規定は、平成9年4月分として徴収する料金から適用する。
- 4 新条例別表第4の規定は、平成9年4月1日以後に申込みをした者から徴収する手数料について適用し、同日前に申込みをした者から徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成9年2月21日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市下水道条例第16条の規定は、使用月の始期がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日である使用月に係る使用料について適用し、使用月の始期が施行日前の日である使用月に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)第26条第1項の規定は、施行日以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 新条例第34条第2項及び第34条の2第1項の規定は、施行日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金について適用し、同日前に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金については、なお従前の例による。

附 則(平成10年2月27日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例別表第4の規定は、平成10年4月1日以後に申込みをした者から徴収する手数料から適用し、同日前に申込みをした者から徴収する手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成12年3月2日条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 略

- 3 この条例の第3条、第4条、第5条、第7条、第9条、第10条、第11条、第12条、第14条、第15条及び第16条の改正規定による罰則の適用については、この条例の施行の日以後に適用し、施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成12年12月22日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条、第6条第1項、第7条、第38条第2項ただし書及び第41条第1号の改正規定 平成13年1月6日

(2) 別表第1及び別表第2の改正規定 平成13年3月1日

(3) 第34条の2第1項及び別表第4の改正規定 平成13年4月1日

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成13年3月1日以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の2及び別表第4の規定は、平成13年4月1日以後に申込みをした者から徴収する水資源開発負担金及び手数料について適用し、同日前に申込みをした者から徴収する水資源開発負担金及び手数料については、なお従前の例による。

附 則(平成14年12月19日条例第34号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第38条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第24号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。(以下略)

附 則(平成20年2月27日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例又はこれに基づく規則その他の規程(以下「旧条例等」という。)の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長がした処分その他の行為(以下「処分等」という。)は、この条例による改正後のそれぞれの条例又はこれに基づく規則その他の規程(以下「新条例等」という。)の規定により水道事業管理者がした処分等とみなす。
- 3 この条例の施行前に旧条例等の規定により水道事業の管理者の権限を行う市長に対してした申請その他の行為(以下「申請等」という。)は、新条例等の規定により水道事業管理者に対してした申請等とみなす。

附 則(平成21年12月17日条例第34号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、平成22年3月1日以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年12月24日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 略
- 3 第2条の規定による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新給水条例」という。)第26条第1項の規定は、施行日以後に到来する新給水条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、当該基準日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 新給水条例第27条の規定は、施行日以後の使用に係る消火栓料金について適用し、施行日前の使用に係る消火栓料金については、なお従前の例による。
- 5 新給水条例第34条第2項及び第34条の2第1項の規定は、施行日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金について適用し、施行日前に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金については、なお従前の例による。

6 略

附 則(平成26年12月17日条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年3月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、平成27年3月1日以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年2月14日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 3 第2条の規定による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新給水条例」という。)第26条第1項の規定は、施行日以後に到来する新給水条例第28条の規定による基準日以後の水道の使用に係る料金について適用し、当該基準日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 4 新給水条例第27条の規定は、施行日以後の使用に係る消火栓料金について適用し、施行日前の使用に係る消火栓料金については、なお従前の例による。
- 5 新給水条例第34条第2項及び第34条の2第1項の規定は、施行日以後に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金について適用し、施行日前に申込みをした者から徴収する加入金及び水資源開発負担金については、なお従前の例による。

附 則(令和元年9月30日条例第27号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月25日条例第29号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(処分その他の行為に関する経過措置)

- 4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行前にこの条例による改正前のそれぞれの条例又はこれらに基づく規程の規定によりなされた処分その他の行為であつて、この条例による改正後のそれぞれの条例又はこれらに基づく規程の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた処分その他の行為とみなす。

附 則(令和2年3月17日条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年6月23日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多賀城市水道事業給水条例(以下「新条例」という。)別表第2の規定は、令和2年9月1日以後に到来する新条例第28条の規定による基準日後の水道の使用に係る料金について適用し、同日以前の水道の使用に係る料金については、なお従前の例による。

別表第1(第26条関係)

(全部改正〔平成12年条例33号〕、一部改正〔平成17年24号〕)

基本料金

給水管の口径	1月につき	給水管の口径	1月につき
13ミリメートル	920円	50ミリメートル	14,600円
20ミリメートル	1,840円	75ミリメートル	36,460円
25ミリメートル	2,800円	100ミリメートル	72,330円
30ミリメートル	4,830円	100ミリメートルを超えるもの	管理者が定める額
40ミリメートル	7,950円		

別表第2(第26条関係)

(全部改正〔平成12年条例33号〕、一部改正〔平成21年条例34号・26年35号・令和2年14号〕)

従量料金

種別及び用途	区分		料金(1立方メートルにつき)
一般用	第1段	10立方メートルまで	70円
	第2段	10立方メートルを超え20立方メートルまで	180円
	第3段	20立方メートルを超え50立方メートルまで	270円
	第4段	50立方メートルを超え100立方メートルまで	360円
	第5段	100立方メートルを超える分	420円
特殊用	湯屋用		100円
	プール用		470円
	臨時用		500円

別表第3(第34条関係)

(全部改正〔平成8年条例22号〕、一部改正〔平成17年条例24号〕)

水道加入金

給水管の口径	金額
13ミリメートル	60,000円
20ミリメートル	135,000円
25ミリメートル	266,000円

30ミリメートル	422,000円
40ミリメートル	888,000円
50ミリメートル	1,491,000円
75ミリメートル	4,141,000円
100ミリメートル	8,465,000円
100ミリメートルを超えるもの	管理者が定める額

別表第4(第35条関係)

(全部改正〔平成10年条例10号〕、一部改正〔平成12年条例33号・令和元年27号〕)

1 設計審査(材料の確認を含む。)手数料(1件につき)

種別	金額
一般	2,200円
直結協議を必要とするもの	5,000円
受水槽等協議を必要とするもの	19,000円
給水装置の廃止	1,400円

2 工事検査(材料の確認を含む。)手数料(1件につき)

種別	金額
一般	4,000円
協議を必要とするもの	7,100円

3 設計変更審査(材料の確認を含む。)手数料 1件につき 2,200円

4 工事再検査(材料の確認を含む。)手数料 1件につき 4,000円

5 指定給水装置工事事業者指定手数料 1件につき 10,000円

6 指定給水装置工事事業者指定更新手数料 1件につき 7,000円

7 国・県道占用許可申請手数料

(1) 国道占用許可申請 1件につき 28,000円

(2) 県道占用許可申請 1件につき 5,600円